

## はじめに

平成15年6月、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」が成立し、翌年9月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」いわゆる国民保護法が施行されました。

この法律は、万が一、武力攻撃や大規模テロなどといった不測の事態が発生した場合において、国民の生命、身体、財産を守るため、国をはじめ地方公共団体や指定公共機関等がそれぞれの立場で果たすべき役割を定めたものであります。

世界唯一の被爆国である我が国においては、核兵器の廃絶はもとより、忌わしい戦争を二度と繰り返してはならないというのが誰しも願っております。

本市においては、終戦50周年記念事業として各種団体の皆さんで構成する実行委員会を組織し、春日井の戦禍の歴史を振り返るとともに、戦争の悲惨さを後世に伝えるため、記念展の開催や戦争体験記集を発行してまいりました。また、市民への平和のアピールとして「平和への誓い」を行い、その記念碑を市役所北側のポケットパークに設置してきたところであります。

しかし、いま世界に目を向けてみますと、地域紛争やテロといった悲惨な事件が依然として後を絶ちません。こうした状況のなかで、国民保護計画は、起きてはならない事態ではありますが、不測の事態に備えるという意味から必要なものと考えております。

この計画においては、市民の皆さんの生命、身体、財産を守ることを基本に、地震等の自然災害と同様な体制において、市としてできる限りの避難誘導、救援、復旧などの対策を講ずるよう取り組むものであります。同時に、この計画をより実効あるものとするためには、市民の皆さんのご理解とご協力が欠かせないものとなっております。

この計画の策定に当たり、ご協力をいただきました国民保護協議会の委員の皆様にご改めて感謝申し上げますとともに、今後とも、市民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成19年2月

春日井市長 伊藤 太

# 目 次

## 第1編 総 論

第1章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	関係機関の事務又は業務の概要等	5
第4章	市の地理的、社会的特徴	7
第5章	市国民保護計画が対象とする事態	10

## 第2編 平素からの備えや予防

第1章	組織・体制の整備等	13
第1章	第1 市における組織・体制の整備	13
第2章	第2 関係機関との連携体制の整備	16
第3章	第3 通信の確保	18
第4章	第4 情報収集・提供等の体制整備	19
第5章	第5 研修及び訓練	22
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	24
第3章	第3 物資及び資材の備蓄、整備	26
第4章	第4 国民保護に関する啓発	27

## 第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	28
第2章	市対策本部の設置等	31
第3章	関係機関相互の連携	37
第4章	警報及び避難の指示等	40
第1章	第1 警報の伝達等	40
第2章	第2 避難住民の誘導等	42
第5章	第5 救援	49
第6章	第6 安否情報の収集・提供	51
第7章	第7 武力攻撃災害への対処	54
第1章	第1 武力攻撃災害への対処	54
第2章	第2 応急措置等	55
第3章	第3 生活関連等施設における災害への対処等	59
第4章	第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	61
第8章	第8 被災情報の収集及び報告	63
第9章	第9 保健衛生の確保その他の措置	64
第10章	第10 国民生活の安定に関する措置	66
第11章	第11 特殊標章等の交付及び管理	67

## 第4編 復旧等

第1章 応急の復旧	69
第2章 武力攻撃災害の復旧	70
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	71

## 第5編 緊急対処事態への対処

緊急対処事態への対処	72
------------	----